

虐待防止のための指針

SmiLoop訪問看護ステーション（以下、「事業所」という）では、利用者への尊厳と人権を守り、安全で健やかな生活を確保するため、虐待の発生防止、早期発見、早期対応、再発防止のための措置を確実に実施すべく、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとする。

1 利用者虐待の定義

①身体的虐待

暴力行為等で利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加える事また、正当な理由なく身体を拘束すること

②介護・世話の放棄放任（ネグレクト）

意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄又は放任し、利用者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、その他の利用者を養護すべき職務上の業務を懈怠すること、又は利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること

③心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、拒絶的な対応、差別的な言動、心理的外傷を与える言動のこと

④性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること又は利用者にわいせつな行為を強要すること

⑤経済的虐待

利用者の財産を不当に処分することその他当該利用者から不当に財産上の利益を得ること

2 虐待防止に係る検討委員会の設置

当事業所は、虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、「虐待防止検討委員会（以下、委員会）」を設置する。なお、委員会の責任者は管理者とし、管理者は「虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者（以下、担当者）」とする。

委員会の開催にあたっては、管理者および在籍する職員が参加する。

委員会は、定期的（年1回以上）かつ必要に応じて担当者の招集により開催する。

委員会の協議事項は次のような内容とし、詳細は担当者が定める。

①虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員へ周知に関すること

②虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること

③職員の人権意識を高めるための研修計画策定に関すること

④虐待予防、早期発見に向けた取り組みに関すること

⑤虐待が発生した場合の対応に関すること

⑥虐待の原因分析と再発防止策に関すること

3 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待防止を徹底する内容とする。

研修は年1回以上実施する。また、新規採用時には別途虐待防止のための研修を実施する。

研修の実施内容については、研修資料、出席者を記録により保存する。

4 虐待またはその疑い（以下、「虐待等」という）が発生した場合の対応、方法に関する基本方針

虐待等が発生した場合は、速やかに市区町村に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。

緊急性の高い事案の場合は、市区町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

5 虐待等が発生した場合の相談報告体制

利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとする。

利用者の家庭内における虐待は、外部から把握しにくいことを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。

虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は担当者に報告し、担当者は、速やかに市区町村へ報告しなければならない。

通報者保護

虐待等の通報・相談を行った職員に対し、不利益な取り扱いを行わない。通報内容については、守秘義務を徹底し、通報者の保護に最大限配慮する。

6 成年後見制度の利用支援

①制度の説明と相談支援

成年後見制度を利用するにはまずその制度がどのようなものか理解し、どのような支援が必要かを考えることが重要である。市区町村の福祉担当者や地域包括支援センターに相談可能。

②後見人の選任手続きの支援

後見人の選任は家庭裁判所を通じて行うため家庭裁判所で後見人を選任してもらうための手続きを支援する

③必要書類の準備

成年後見制度を利用するためには、本人の判断能力を証明する医師の診断書や家庭裁判所への申立書など多くの書類が必要である。これらの書類作成や提出を出来るだけサポートする。

④選任後の管理支援

成年後見人の選任後はその後の生活や財産管理に関する支援を継続。後見人がどのように行動すべきか、法的な義務や責任果たすためのサポートを行う。

7 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

虐待等の苦情相談については、苦情受付者は受け付けた内容を管理者に報告する。

苦情相談で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。

相談受付後の対応は、「5 虐待等が発生した場合の相談報告体制」に依るものとする。

8 プライバシーに関して

利用者の個人情報を不必要に共有することを禁ずる。居室への無断立ち入りや私物の無断使用、および羞恥心に配慮を欠く不適切な対応を禁止する。

また、利用者に関する情報の不用意な取り扱い、SNS等への掲載、外部への情報共有を行ってはならない。

なお、利用者の写真および動画の撮影・使用にあたっては、事前に本人または家族等に対し、使用目的を明示した上で原則として書面による同意を得るものとする。同意を得た場合であっても、目的外での使用は一切行わない。

利用者の尊厳を守るため、プライバシー保護を徹底し、虐待防止の一環として適切に対応する。

介助時は声かけを行い、排泄・入浴・更衣時等に配慮を欠く対応を禁止し、必要最小限の露出と周辺環境への配慮を徹底する。

利用者情報は業務上必要な範囲でのみ共有し、適切に管理する。居室への立ち入りはノックや同意を得て行う。職員は常にプライバシー保護を意識し、不適切な対応を発見した場

合は速やかに管理者等へ報告する。

9 虐待の未然防止に関する行動指針

- ①利用者の行動を不当に制限することのないように留意すること
- ②自身のスケジュール状況や訪問先の環境等にかかわらず、必要なケアの省略や質の低下を招かないように努めること
- ③利用者に対して威圧的または感情的な言動を禁止し、尊厳を尊重した対応を行うこと
- ④介入内容や状況については、正確に記録すること
- ⑤ほかの職員による不適切な対応や虐待が疑われる場合は、黙認することなく速やかに管理者等へ報告すること
- ⑥利用者の意思や自己決定を尊重し、一方的な対応とならないよう配慮すること

10 利用者等に対する指針の閲覧

求めに応じていつでも事業所内で本指針を閲覧できるようにする。また、ホームページにも公開し利用者及び家族等がいつでも自由に閲覧できるようにする。

11 その他虐待防止推進のために必要な事項

当事業所では虐待防止のための指針を制定し職員研修を実施することで虐待防止の意識向上を図り、関係機関との連携を密にしながら虐待の発生防止と早期発見、早期対応に努めていく。

附則

本指針は、令和7年4月1日から施行する。

改訂履歴

版数	発行日	改訂内容
第1版	令和4年12月1日	初版発行
第2版	令和8年4月1日	3 「高齢者」という文言を削除 5 2行目「高齢者」を削除 3行目「高齢者」の表記を利用者に変更 8 プライバシーに関して 9 虐待の未然防止に関する行動 10 その他虐待防止推進のために必要な事項 以上3項追記

